

資料編

1 長野市社会福祉審議会等

(1) 社会福祉審議会条例

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号
改正

平成12年9月29日条例第49号
平成14年3月29日条例第12号
平成17年3月30日条例第10号
平成20年3月28日条例第12号
平成23年12月20日条例第30号
平成25年9月30日条例第31号
平成27年3月27日条例第10号
令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)
- (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年3月28日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

平成31年度（令和元年度） 長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 名簿

敬称略

	区 分	所属団体・役職等	氏 名	備考
1	市議会議員	長野市議会議員	中 野 清 史	令和元年 10月9日まで
	市議会議員	長野市議会議員	滝 沢 真 一	令和元年 10月10日から
2	学識経験者	更級医師会 会長	飯 島 富士雄	
3	学識経験者	松本大学 教授	小 林 敏 枝	
4	学識経験者	長野障害者職業センター 所長	羽 原 洋 陽	
5	社会福祉関係者	長野市社会福祉協議会 介護サービス課 課長補佐	小 林 恵美子	
6	社会福祉関係者	長野市身体障害者福祉協会 理事長	小 林 和 夫	
7	社会福祉関係者	ながのコロニー 理事長	田 中 幸 廣	
8	社会福祉関係者	長野市手をつなぐ育成会 会長	塚 田 なおみ	
9	社会福祉関係者	長野市民生児童委員協議会 障害者福祉部会長	○西 澤 定 男	
10	社会福祉関係者	長野社会復帰促進会 副会長	美谷島 義 人	
11	社会福祉関係者	長野市肢体不自由児者父母の会	水 内 秀 雄	
12	社会福祉関係者	長野市社会事業協会 理事長	◎横 地 克 己	
13	公募委員		成 竹 精 一	
14	公募委員		花 石 多希子	
15	公募委員		藤 倉 喜 一	

※名簿の順番は、区分ごとの五十音順です。

※◎会長 ○副会長

令和2年度 長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 名簿

敬称略

	区 分	所属団体・役職等	氏 名	備考
1	市議会議員	長野市議会議員	滝 沢 真 一	令和2年 9月30日まで
	市議会議員	長野市議会議員	東 方 みゆき	令和2年 10月1日から
2	学識経験者	更級医師会 顧問	飯 島 富士雄	
3	学識経験者	松本大学 教授	小 林 敏 枝	
4	学識経験者	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポートながの 支部長	高 野 哲 浩	
5	学識経験者	長野障害者職業センター 所長	綱 川 香代子	
6	社会福祉関係者	長野市肢体不自由児者父母の会 会長	上 平 範 子	
7	社会福祉関係者	長野市民生児童委員協議会 障害者福祉部会長	○大 池 ひろ子	
8	社会福祉関係者	長野市社会福祉協議会 介護サービス課 課長補佐	小 林 恵美子	
9	社会福祉関係者	長野市身体障害者福祉協会 理事長	小 林 和 夫	
10	社会福祉関係者	ながのコロニー 理事長	田 中 幸 廣	
11	社会福祉関係者	長野市手をつなぐ育成会 副会長	丸 山 香 里	
12	社会福祉関係者	NPO 法人 ポプラの会 会長	山 本 悦 夫	
13	社会福祉関係者	長野市社会事業協会 理事長	◎横 地 克 己	
14	公募委員		小 山 多恵子	
15	公募委員		常 盤 かね美	
16	公募委員		堀 内 勇 人	

※名簿の順番は、区分ごとの五十音順です

※◎会長 ○副会長

(3) 長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱

長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱

(設置)

第1 長野市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び推進するに当たり、庁内の関係各課との連携を図りながら基本計画に関する事項について協議し、及び検討するため、長野市障害者基本計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(任務)

第2 推進会議は、基本計画の策定及び推進のため必要な事項について協議し、及び検討する。

(組織)

第3 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は保健福祉部障害福祉課長とし、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、別表に掲げる課等の職員のうちから委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6 基本計画に関する専門的な研究、協議、調整等を行うため、推進会議に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、基本計画の策定及び推進に係る部局の職員で組織する。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、保健福祉部障害福祉課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

別表（第3関係）

総務部庶務課
総務部職員課
総務部職員研修所
総務部危機管理防災課
企画政策部広報広聴課
地域・市民生活部地域活動支援課
地域・市民生活部市民窓口課
地域・市民生活部人権・男女共同参画課
保健福祉部福祉政策課
保健福祉部生活支援課
保健福祉部高齢者活躍支援課
保健福祉部地域包括ケア推進課
保健福祉部介護保険課
保健福祉部障害福祉課
保健福祉部国民健康保険課
保健福祉部長野市保健所総務課
保健福祉部長野市保健所健康課
こども未来部こども政策課
こども未来部子育て支援課
こども未来部保育・幼稚園課
環境部生活環境課衛生センター
商工観光部商工労働課
商工観光部観光振興課
文化スポーツ振興部文化芸術課
文化スポーツ振興部スポーツ課
農林部農業政策課
建設部監理課
建設部道路課
建設部河川課
建設部維持課
建設部住宅課
建設部建築課
建設部建築指導課
都市整備部都市政策課
都市整備部交通政策課
都市整備部公園緑地課
都市整備部市街地整備局市街地整備課
都市整備部市街地整備局駅周辺整備課
選挙管理委員会事務局
教育委員会事務局総務課
教育委員会事務局学校教育課

教育委員会事務局家庭・地域学びの課
教育委員会事務局文化財課
教育委員会事務局長野図書館
教育委員会事務局博物館
消防局予防課
消防局通信指令課

(4) 開催経過

日時	会議等	協議内容等
令和元年 5月27日	令和元年度第1回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画の策定について ・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について
6月25日	長野市障害ふくしネット 第3回運営委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について
7月2日	令和元年度第1回 長野市障害者基本計画庁内推進会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・基本計画等の進捗状況の点検及び評価について ・市民・障害者（児）向けアンケートの実施について ・公共施設等適正管理推進事業債について
7月23日	令和元年度 第2回長野市障害ふくしネット合同会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画について
7月25日	令和元年度第2回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市障害者基本計画等の進捗状況及び評価について ・アンケートの実施について
令和2年 1月15日	令和元年度第2回 長野市障害者基本計画庁内推進会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・障害者（児）向けアンケート結果について ・基本計画等の進捗状況の点検及び評価について ・第2次長野市障害者基本計画骨子案について
1月20日	長野市障害ふくしネット 第6回運営委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市障害者基本計画・障害福祉計画への取り組み
2月3日	令和元年度第3回 長野市社会福祉審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について（諮問）
2月3日	令和元年度第3回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市障害者基本計画等の進捗状況及び評価について ・アンケートの集計結果について ・第2次長野市障害者基本計画骨子案について
5月22日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議開催（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・長野市障害者基本計画の素案について ・長野市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
6月2日	令和2年度第1回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・第2次長野市障害者基本計画の素案について ・長野市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

日時	会議等	協議内容等
6月23日	長野市障害ふくしネット 第2回運営委員会開催	・ 障害者基本計画等の策定について
7月8日	長野市障害ふくしネット 第3回運営委員会開催	・ 障害者基本計画等の策定について
8月7日	令和2年度 第1回長野市障害ふくしネット合同会議開催	・ 障害者基本計画等の策定について
8月20日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議幹事会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・ 第2次長野市障害者基本計画の素案について ・ 第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
8月31日	令和2年度第2回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画の素案について ・ 第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
9月28日	長野市障害ふくしネット 第5回運営委員会開催	・ 障害者基本計画等の策定について
10月12日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議幹事会開催	・ 第2次障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
10月26日	令和2年度第3回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
令和3年 1月18日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議幹事会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画（案）のパブリックコメント結果について ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について ・ 障害者差別解消及び合理的配慮について
令和3年 1月22日	令和2年度第4回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について
2月1日	長野市社会福祉審議会答申	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について

2 用語解説

あ 行	
アクセシビリティ	さまざまな製品や情報、サービスを、障害者や高齢者を含む誰もが不自由なく利用できるかどうかの度合いを示す言葉です。また、建物などへの近づき易さ、交通の便を示す場合にも使われます。
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育のことです。障害児が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、ひとりひとりの状況に合わせて提供される教育を指します。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念です。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的として設置する機関です。
ケアプランナー （＝相談支援専門員）	障害福祉サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切なサービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人のことです。
ケアマネジメント	障害のある人がサービス提供者と調整することが難しかったり、自分自身の意思を伝えられないなどのさまざまな生活上の課題に対して、支援計画を作成し、生活ニーズと社会資源を適切に結びつけてサービスを提供することをいいます。
ケースワーカー	障害のある人が抱える困難な課題や問題の解決を支援する人のことです。（障害福祉課相談支援担当の職員が当たっています。）
権利擁護	人としての権利を守るため、知的障害・精神障害や認知症等のため、自らの権利を表明することが困難な人に代わって、その権利を表明するなどの支援を行うことを指します。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにする活動を指します。
合理的配慮	社会生活を送るさまざまな場面で、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利や利益を侵害することにならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組を指します。
さ 行	
作業療法士	身体又は精神に障害のある人や、それが予測される人に対して、身体機能の回復や残存能力を最大限に活用できるよう、さまざまな作業活動を用いて治療・指導及び援助を行う専門職です。

指定難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要となる難病のうち、国が指定するものを指します。
児童委員	地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるように、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う人を指します。民生委員が兼任している場合があります。
自閉症（自閉症スペクトラム障害（ASD））	中枢神経の障害などに基づく広汎性発達障害の一種です。社会性や対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、こだわりと想像力の質的な差異が主な特徴とされています。その他に多動、感覚異常、睡眠異常も症状も現れる場合があります。特徴が重複する部分が多いアスペルガー症候群と合わせて「自閉症スペクトラム障害」と呼ばれます。
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。
障害児	満18歳に満たない者のうち、身体に障害のある児童又は知的障害及び精神障害のある児童です。
障害者	身体障害者福祉法にいう身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者のうち18歳以上である者の総称をいいます。
障害者週間	障害者基本法に定められた、12月3日から12月9日までの一週間です。障害福祉への関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称です。障害者基本法の理念にのっとり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律です。
障害者相談支援センター	在宅や地域で生活する障害者やその家族の相談窓口として設置する機関です。
障害福祉サービス	障害者総合支援法の定めるサービスの総称で、介護のサービスである介護給付や、生活能力や仕事のスキルを身につける訓練を提供する訓練等給付、相談支援などのサービスを指します。
情報アクセシビリティ	障害者や高齢者を含む誰もが情報を得られ易いかどうかの度合いを示します。
ジョブコーチ支援	障害者、事業主、障害者の家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援をする公的なサポート制度を指します。

成年後見制度	知的障害や精神障害、認知症等により判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度です。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行います。
相談支援専門員	障害福祉サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切なサービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人を指します。
た 行	
地域福祉計画	地域住民が抱える生活課題に対応する社会福祉サービスの質的・量的整備とその体制の構築を目指し、分野別の計画を包含した地域における総合的な社会福祉計画です。
特別支援学校（学級）	障害者等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校（学級）です。
特別支援教育	障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。
トライアル雇用制度	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度です。
な 行	
難病	難病対策要綱において定義されている、「原因不明、治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病」、「経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患」を指します。
は 行	
発達障害（者・児）	生まれつき脳の一部の機能に障害があり、発生する症状です。主に、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害等が含まれます。個人差がとても大きいという点も特徴の一つです。
バリアフリー	社会生活上の障害が除去された状態です。例えば、身体障害者においては段差解消や点字ブロックの敷設等がなされた状態をいいます。
ハローワーク	職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために国が設置した機関です。

ピア・カウンセリング	障害について誰より良く知っているのは、障害のあるその人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考えのもとに、障害のある人が障害のある人の相談にあたることを指します。また、ピア・カウンセリングは、障害のある人が自己信頼を回復し、他者との良好な関係を築き、地域で高い質の生活を送るために必要と考えられています。
ピアサポート	同じような立場の者が互いに助け合うことを意味します。また、ピアサポートを行う者をピアサポーターといいます。
避難行動要支援者	一定程度の等級の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人等のうち、災害時や災害発生のおそれがある場合に、避難することに支障のある在宅の方を指します。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められているもので、民間企業、国、地方公共団体がそれぞれ、相当する数以上の雇用をしなければならないとされている障害者の割合を指します。
ら 行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階を意味します。
理学療法士	身体に障害のある者に対し、運動療法・物理療法などの手段を用いて動作能力の回復や疼痛の改善を図る治療を行う専門職です。
リハビリテーション	障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練を指します。医学的、社会的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられます。
療育手帳	療育手帳制度に基づいて児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された人に対して交付される手帳です。

